

平成 27 年第 1 回定例会 3 月 3 日

日程第 7. 議案第 7 号 南風原町保育の利用等に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 7. 議案第 7 号 南風原町保育の利用等に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 7 号 南風原町保育の利用等に関する条例 南風原町保育の利用等に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の施行により、南風原町保育所における保育等に関する条例の全部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 それでは議案第 7 号 南風原町保育の利用等に関する条例。全部改正でございますので、資料①、②、③、④、⑤まで付けてありますが、それをもって概要を説明したいと思っております。まず、資料①南風原町保育の利用等に関する条例の概要説明ということで、改正条文を読みますと分かり難いと思っておりますので、概要でご説明します。まず、第 1 条の趣旨につきましては、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正により新たに小規模保育や事業所内保育が規定されました。これまで町立保育所と認可保育園を含めた保育料に関することと一時保育等の地域子ども・子育て支援事業に関する利用者負担金について改めて趣旨を規定しています。第 2 条、用語の定義です。これは新たに追加してございます。第 1 項では、第 1 条で利用している保育所等について町立保育所、認可保育園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育を指していることを明記しています。第 2 項で、その他は関連法律の用語の例によると規定しています。これが追加でございます。そして、第 3 条です。保育利用の対象者で、これまで保育基準として町条例で表記しておりましたが、その保育基準については、新たに国が子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年 6 月 9 日内閣府令第 44 号）において、保育の必要性の事由として基準が定められましたので削除いたしました。ここは次のページ、資料②の第 1 条、先ほども説明しました 1 号から 10 号までございます。先ほど説明した 1 号では時間ですね。2 号では妊娠中であるとか出産後、疾病などで、その要件が施行規則で明記されていますので条例からは省いてございます。第 4 条から第 8 条については、保育の利用の申し込みから保育の利用の決定等保育の利用の期間、出席の停止、保育利用の解除など一連の手続き関係を規定した条文を追加しました。これは実際、現行も周到しているのですが、条例になかったものですから、他の市町村も入っているということで南風原町でも追加をしてございます。そして、第 9 条です。保育料の徴収について規定しております。第 1 項は、町立保育所を利用している方、第 2 項は認可保育園と家庭的保育等を利用している方、第 3 項

については、児童福祉法により町が措置入所をしなければならない理由、例えば児童虐待やネグレクトなどでありまして、保育所を利用している方について規定しております。いずれも政令で定めた額を上限に子ども・子育て支援法第27条第2項第2号に規定している当該支給認定保護者の属する世帯の状況、その他の事情を勘案して市町村が定める額を保育料として徴収することとしています。なお、保育料については規則で定めておりますと、これは他の自治体も同様でございます。そして第10条第1条で明記しました地域子ども・子育て支援事業に関する利用者負担金（一時保育）についての規定で、負担の額は規則で定めております。附則 この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。あとの資料については、③が条例の施行規則です。条例が可決したあとに公布したいと考えています。そのなかで4ページ別表に保育料の額が載っております。この額は、標準認定については今までの額と全く一緒です。階層が資料④にあるように、今まで国の所得税で階層分けしていたものが、市町村民税の税額で階層を決めるとなっています。左側に推定年収が入っていますので、この人たちがこの階層になりますということです。国が示したのは8階層でしたが、南風原町は2階層で1、2、第3階層で1、2として2つ増やしてございます。そして、多子世帯の額で1人目は全額、2人目は2分の1、3人目からは0という表示がでございます。別表第3については、一時保育の料金で、1日・午前中・午後。町内在住は1日1,500円、町外は2,200円になっています。これは条例が制定されたあとに告示していきたいと思っています。以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、少し質問させてください。まず1点目、町内にこの支援を受ける方が実際何名おられるのか。3条に対象者が決まっていますね。3条により町長にその責任を義務化した規定ということでしょう。その支援法に基づいてやらないといけない、より義務化したわけです。それで先に言いましたように、町内に何名おられるのか。

それからもう1つは、これまで障がい児保育をやったと思うが、それとの絡みはどうなるのか。

それからもう1つは、どの園でやるのか。町内には保育所が11カ園あります。その11カ園全園でやるのか。それとも特定な園を指定してやるのか。どちらなのか答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。まずは3条関係で利用対象者ということで、先ほどお話したようにおおむね64時間以上で認定が受けられると、これはあくまでも認定と

ということです。今年の保育所に申し込みをした人が、1,644人です。これは本人から預かってもらいたいということで利用したい方ですので、実際は64時間以上という方は他にもいるかも知れません。届け出がなければ、こちらから積極的に調べることができません。それからまた、職場の都合で認可外に行きたい方などはそこへそのまま行くはずですので、正確な数字は基本的に出てこないと思います。申し込みした人の数字は出ますけれども、そういうことで現在は1,644人ということです。

それから、障がい児保育についてですが、新規であれば申し込みをしたところで空きがあれば措置しますということです。その方がどうしても障がい児保育の該当者であれば、審議会をとおして認めていく。ですから、全園やるとかそういうことではなくて、希望した所で障がい児であるかどうかを判定します。あるいは、普通児で入っていたのですが1年ぐらい保育するとやはり難しいなという方は、新たに障がい児に該当するかどうか判定して措置していくということでございます。先ほど説明したとおり、全員ではなくて申し込みがあった所でやっていて、現在、全園ではやっておりません。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私の説明が不十分でした。3条はそういう虚弱対象の子どもたちは逆に保育は町長の権限でやらないでもいいよということでしょう。身体障がいやいろんな障がいを持つ子どもたちがいます。こういう人たちは、逆に町長が断ることができるということですよね。それ以外だったら、先の身体障がいを持っている子どもたち、申し込みのある園だと言いますが、全園やる対象はできているのですか。11カ園でその障がい児保育をする体制、職員も含めて施設も含めて全園でやる体制はできているかどうかを教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 質問2点です。まず虚弱体質で除外するという話ですが、これについては集団保育ができない方という限定ですね。あるいは、伝染病を持っている方。当然、他にも子どもたちがいるわけですから、こういう方については拒否することができるということです。先ほどの身体障がいを持っている方はどうするか、発達遅滞の方もいますので、これについては申し込みの時に障がいがありますかということが申し込み要項にあります。その方がその該当者かどうかは審議会をしまして、園で加配を付けてみることができるとか、あるいはどうしてもできない場合は他の園と調整しながらもう1人受け入れられるかどうかを役場と園長会等含めてその会議のなかでやります。あるいはどうしてもできないということであれば、町立保育園でどうかですかなど、保護者がその園に移ってもできるかがまた判断の1つになります。ですから、その該当する方については、当然受

けて、障がい児として加配して園にもお願いしたいし、町としても保育したいということで進めております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 せっかく新しい支援法ができたのだから、積極的に行政は取り組むべきだということだと思います。保育園入所許可も町長の権限ですか。園長の権限ではないでしょう。町長の権限だと思いますから、それからすると先に言ったようにせっかく新しい法律ができてこういう対象児は保育を必要とするなかでなおかつ傷病を持っていて、それもできるだけ枠を広げてやりなさいというのが新しい法律だと思いますから、保育を必要とする者だったら、この 3 項の 1、2 以外だったら全部受けなければいけない。1、2 は町長が断ることができる、入園を拒否することができる。しかし、それ以外については、全て受け入れなければ駄目であるわけです。保育を必要とする園児ですから。そういう面から言ったら、その体制づくりは非常に大事だと思います。職員体制も含めて非常に大事だと思います。町民に断る理由がなければぜひやらなければいけないので、その取組は今後どういうふうにするつもりなのか答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。第 3 条の 1 項については、児童福祉法の 24 条で規定しているとおり保護しなさいと、先ほどやりました子ども・子育て支援法施行令のとおり、1 号から 10 号までは保育しなさいとあります。2 項で、これはまた除外される方ですけれども、先ほどもお話したとおり集団保育できない方はどうしても受入れができませんよというものです。園としても受け入れられない方ですので、これはしようがない部分です。それ以外は、当然そういう施設等を増やして保育士さんたちの数も必要です。そのために子ども・子育て支援法ができて国を挙げて待機児童を解消するためにやっているわけですから、その方向で進めていきたいと思っています。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 7 号 南風原町保育の利用等に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。